

議第98号

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例
京都市生涯学習総合センター条例の一部を次のように改正する。
別表第 1 公民館の項から分館の項までを次のように改める。

公 民 館	第 1 研 修 室	6,890 ^円	8,220 ^円	9,660 ^円
	第 2 研 修 室	11,000	13,680	16,450
	第 3 研 修 室	8,220	9,660	11,000
	第 4 研 修 室	7,610	8,940	10,280
	第 5 研 修 室	9,770	11,210	12,650
	第 6 研 修 室	4,830	5,450	6,270
	第 7 研 修 室	5,450	6,890	8,220
	第 8 研 修 室	16,450	20,570	24,680
	第 1 実 習 室	7,500	8,940	10,380
	第 2 実 習 室	7,500	8,940	10,380
	第 1 サークル活動 室	4,520	5,240	5,960
	第 2 サークル活動 室	4,520	5,240	5,960

		第3サークル活動室	4,520	5,240	5,960
		会議室	8,940	10,380	12,030
		小会議室	4,520	5,240	5,960
視聴覚センター		視聴覚室	4,110	4,830	5,450
		ホール	23,860	29,820	35,890
分館		研修室	10,590	12,340	13,980
		和室	5,240	6,370	7,400
		実習室	8,840	10,590	12,240
		サークル活動室	5,860	6,780	7,610
		会議室	2,880	3,290	3,700
		多目的室	4,620	5,340	5,960

別表第2備考1中「100円」を「10円」に,「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は,平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に公民館のサークル活動室に係るこの条例による改正前の京都市生涯学習総合センター条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって,この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは,公民館の第1サークル活動室に係るこの条例による改正後の京都市生涯学習総合センター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 3 この条例の施行の日前に公民館のサークル活動室に係る改正前の条例の

規定による許可を受けたものは、公民館の第1サークル活動室に係る改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

- 4 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。